

非建築士が他の建築士をかたって設計・確認申請等を行った  
建築物の対応状況（結果報告）について

本年 4 月に発覚しました、非建築士が他の建築士をかたって、設計・確認申請等を行った市内 26 件の建築物（全て一戸建ての住宅）について、建築基準法への適合確認作業が完了しましたのでお知らせします。

なお、本日付で神奈川県が、非建築士を刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づき告発しましたので併せてお知らせします。

1 法適合の確認状況

26 件すべての確認作業が完了し、うち 25 件の法適合を確認し、1 件については法不適合が確認されました。

法不適合が確認（8 月 16 日記者発表済）された建築物 1 件については、是正指導を行っています。

<確認結果内訳>

（単位：件）

	港南区	港北区	戸塚区	泉区	瀬谷区	合計
適合	1	1	16	4	3	25
不適合	0	0	1	0	0	1*
合計	1	1	17	4	3	26

※法不適合内容

建築基準法の一部の規定の確認審査・検査が省略されていた建築物で、耐力壁の総量は足りているものの、壁のつり合いの良い配置の基準を満たしていない。

<市内建築物概要（26 件共通）>

用 途： 一戸建て住宅（竣工済み）

建築確認・検査実施機関： 指定確認検査機関

（内 23 件は、建築基準法の一部の規定の確認審査・検査が省略）

建築確認年度：平成 25 年 10 月から平成 29 年 3 月までの 3 年 6 か月。

年度別内訳 (確認年月日基準)	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	4 件	5 件	6 件	11 件

お問合せ先

建築局建築指導課 課長 高井 雄也 Tel 045-671-4528

※神奈川県同時発表（別紙）

（裏面あり）

## 参考

### 1 経過

日付	内容
平成 30 年 4 月 5 日	○指定確認検査機関から、神奈川県建築安全課（以下、県）に非建築士による案件の情報提供あり。
4 月 18 日	○県から横浜市ほか関係自治体に関与物件の特定作業依頼
4 月 23 日	○横浜市内の非建築士関与案件を特定(26 件)
4 月 27 日	○横浜市が、指定確認検査機関および建築主に建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告を求める通知文を送付
5 月 7 日	○横浜市記者発表（県、藤沢市、鎌倉市、平塚市、茅ヶ崎市同日発表）
5 月 16 日	○一般社団法人 神奈川県建築士会など市内業界 7 団体、指定確認検査機関 38 機関に通知文を送付し、再発防止に向けた注意喚起
6 月 22 日	○横浜市建築及び開発等に関する調整連絡協議会（不動産関係団体）にて、再発防止に向けた注意喚起
6 月 28 日	○県記者発表（資料提供） ・県内 55 件中、21 件の法適合確認作業完了（横浜市内 3 件法適合確認）
7 月 27 日	○横浜市建築行政・指定確認検査機関連絡協議会にて、再発防止に向けた注意喚起
8 月 16 日	○横浜市記者発表（市内 26 件中、法適合 17 件、不適合 1 件）

### 2 建築基準法第 12 条第 5 項の規定

特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分（以下「建築材料等」という。）の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査（以下「建築物に関する調査」という。）の状況に関する報告を求めることができる。

- 一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者
- 二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関  
（以下、省略）

### 3 刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。